

埼玉県立久喜高等学校 部活動に係る活動方針

1 活動の基本方針

- ・ 学習活動と部活動の両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- ・ 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

2 指導体制の整備について

- ・ 各顧問が年間・月間の活動計画及び、活動実績を作成し、校長に提出する。
- ・ 作成した各種計画については、生徒及び保護者に公表する。
- ・ 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談をする。
- ・ 各部とも複数顧問制による指導体制を整える。
- ・ 外部指導者について積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

3 具体的な活動の進め方について

- ・ 施設や設備の点検を定期的を実施し、事故の防止に努める。
- ・ 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- ・ 部活動顧問会を設置し、定期的に情報交換を行う。
- ・ 生徒間のいじめやトラブル等防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- ・ 教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
- ・ 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修の開催や、校外で実施される研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- ・ 部活動費用（部費など）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

4 適切な休養日の設定について

- ・ 学期中は原則として週2日以上以上の休養日を設ける。（平日1日以上かつ土日いずれか1日以上とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）
- ・ 定期考査1週間前及び定期考査中の部活動は原則禁止とする。
- ・ 長期休業中は、学期中の休養日に準じるとともに、部活動以外にも多様な活動が出来るよう、連続する5日間程度の休養日を設定する。
- ・ 大会前において、基準どおりに休養日が設定できない場合は、その前後に代替の休養日を確保し、生徒の身体的な疲労に留意することにより、長期間連続して活動することのないようにする。
- ・ その他、顧問と生徒間で参加する大会・コンクールを精査し、負担軽減を図る。

5 活動時間について

- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 練習試合等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を調整するなど、週当たりの活動時間にも留意する。
- 朝練習を行う場合には、部顧問は季節や生徒の通学時間などを考慮しながら、目的を持って短時間で効果的に実施できる計画を立て、生徒の健康状態や活動意欲に配慮し、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。
- 合宿は短期間で活動のねらいを達成するために、教育上必要と認められて実施するものであるから、実施に当たっては、安全な活動とするための綿密な計画を立て、生徒の健康状態を確実に把握し、心身の過度な負担とならないよう配慮して実施する。